

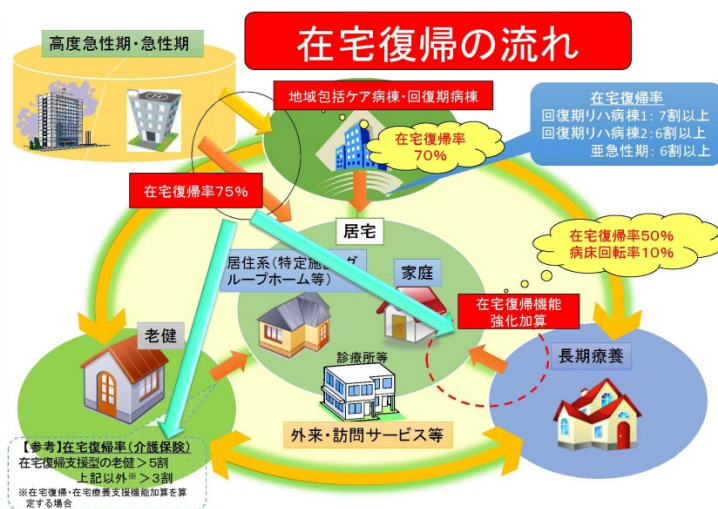
在宅復帰機能強化加算について

当院の北5病棟は、52床を有し療養病棟入院基本料1を算定しておりますが、平成27年5月より「在宅復帰機能強化加算」を算定することが出来る様になりました。

「在宅復帰機能強化加算」とは、患者様の在宅復帰支援を行うために十分な体制及び実績を有している療養病棟（主に長期にわたり療養が必要な患者様を対象とする病棟）に対し算定できる診療報酬加算です。

昨年6月より運用を開始いたしました※地域包括ケア病棟（北2病棟、53床）や回復期リハビリ病棟（北3病棟、45床）と同様に、超急性期病院さま（看護配置：7対1）の施設基準の一つである在宅復帰率75%以上を確保できる転院先として、当院一体となって地域医療連携に貢献して行きたいと考えております。

※急性期治療を経過した患者様や在宅において療養を行っている患者様等の受け入れや患者様の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステム（医療、介護、福祉などが地域一体となって行う支援体制）を支える役割を担う病棟です。



14

(出典：地域包括ケア病棟協会)